

経営の安定に支障が生じている方へ

(平成30年4月1日～)

平成30年4月1日付の信用保証制度改正の一環として、これまで責任共有対象外(100%保証)での取扱いだった「経営安定関連(セーフティネット)5号保証」が責任共有対象(80%保証)での取扱いとなります。また、新たに責任共有対象外(100%保証)の「危機関連保証制度」が創設されました。それぞれの概要は以下のとおりです。

危機関連保証制度の概要

突発的に生じた大規模な経済危機や災害等の事象により、著しい信用収縮が生じた中小企業者に対して資金の調達を支援することを目的としています。

項目	東京都制度融資 経営支援融資 危機関連保証対応型【略称：危機関連】	全国統一制度 危機関連保証制度
	1. 対象となる方	中小企業信用保険法第2条第6項の規定により区市町村長の認定を受けた中小企業者
2. 融資限度額	2億8,000万円(組合4億8,000万円) * 一般保証とは別枠扱い	
3. 資金使途	経営の安定に必要な事業資金	
4. 保証割合	責任共有対象外(100%保証)	
5. 融資期間	10年以内(据置期間2年以内を含む)	
6. 返済方法	分割返済 (貸付期間1年以内の場合、一括返済も可能)	原則均等分割返済
7. 融資利率	【固定金利】 融資期間 3年以内 : 1.5%以内 3年超5年以内 : 1.6%以内 5年超7年以内 : 1.8%以内 7年超 : 2.0%以内	金融機関所定の利率
8. 保証料率	責任共有対象外の特例関係保証率(0.40% ~ 0.80%) * 東京都制度融資「危機関連」の場合は東京都が信用保証料の2分の1を補助します。	
9. 担保	原則として保証付融資の無担保残高が8,000万円超の場合は必要	必要に応じて
10. 保証人	法人代表者(組合は代表理事) 以外は原則として不要	

参考：中小企業庁の金融サポート「危機関連保証制度」

中小企業庁サイト：金融サポート・セーフティネット保証制度・「危機関連保証制度」ページ

→ http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_crisis.htm

(次ページに続く)

経営安定関連保証（セーフティネット保証）全般について

「セーフティネット保証」は、事故・災害など外的要因により事業の安定に支障をきたす中小企業者の資金繰りを円滑にするために、国の施策として実施されている特例保証のひとつです。

- | | |
|----------|---|
| 1. 保証対象者 | 次の中小企業信用保険法第2条第5項1号～8号のいずれかに該当するとして、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者

1号認定 大型倒産の発生により影響を受けている
2号認定 取引先企業のリストラ等事業活動の制限により影響を受けている
3号認定 特定地域の災害等により影響を受けている特定業種を営む
4号認定 特定地域の災害等による影響を受けている
5号認定 全国的に業況が悪化している業種を営む → 最新の指定業種(経済産業省 HP)
6号認定 金融機関の破綻により資金繰りが悪化
7号認定 金融機関の合理化に伴う貸出抑制により影響を受けている
8号認定 整理回収機構（RCC）に貸付債権が譲渡された再生可能な先 |
| 2. 融資限度額 | セーフティネット保証の限度額は2億8,000万円です。ただし、ご利用になる制度によってはその制度要項に限度額が別途定められている場合があります。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"><p>「セーフティネット保証」を利用するにあたり、東京都制度融資や区市町制度を利用することも可能です。お使いいただくことができる主な制度は次の通りです。</p><ul style="list-style-type: none">○ 東京都制度融資 ⇒ 経営支援融資 [経営セーフ] (1号～8号)○ 区市町制度 (各区市町が各々要項を定める)</div> |
| 3. 融資期間 | ご利用になる制度によって異なります。 |
| 4. 責任共有 | ・1～4号認定、6号認定の場合 : 責任共有対象外 (100%保証)
・5号認定、7～8号認定の場合 : 責任共有対象 (80%保証)
※セーフティネット5号に係る保証について、平成30年4月1日以降に保証申込受付したものは責任共有対象となりました。 |
| 5. 融資利率 | ご利用になる制度によって異なります。 |
| 6. 保証料率 | ・1～4号認定、6号認定の場合
責任共有対象外の特例関係保証料率 (0.40%～0.80%)
・5号認定、7～8号認定の場合
責任共有対象の特例関係保証料率 (0.34%～0.68%) |
| 7. 必要書類 | 通常の信用保証申込書類の他、区市町村長の認定書(1号～8号)の添付が必要です。 |

○ご利用の手続き

※保証申込手続きについては[こちら](#)

認定書取得

認定基準に該当する中小企業の方は区市町村長等の証明を受けていただきます。
*法人の場合は、本店登記地、個人の場合には主たる事業所のある区市町村の窓口申請してください。

保証申込

認定書を添付し、信用保証の申込みをします。
[注意] 認定書に記載された有効期間 (30日) 内にお申し込みをいただかない場合、認定書の再交付が必要になりますのでご注意ください。



東京信用保証協会